

## 埼玉県指定NPO法人制度の概要

### 指定NPO法人とは？

NPO法人のうち、県民からの支援を受けているとともに運営組織が適切であるなど、一定の基準に適合するNPO法人を県が条例で個別指定する制度です。

### 指定NPO法人のメリットは？

個人が指定NPO法人へ寄附をした場合、個人県民税の寄附金税額控除<sup>(注1)</sup>を受けることができます。

また、指定NPO法人は、NPO法に基づく「認定NPO法人」になるための基準のうち、PST（パブリック・サポート・テスト）<sup>(注2)</sup>を満たす法人となります。

なお、指定NPO法人は、「埼玉県指定特定非営利活動法人」の名称を使用することができます。

(注1) 寄附額から2千円を引いた額の最大4%が個人県民税の税額から控除されます。

控除の対象となる寄附金は総所得額の30%が上限です。また、控除額は個人県民税の所得割額が上限です。

(注2) 認定NPO法人のPST基準は、①寄附金収入が経常収入額の20%以上、②3千円以上の寄附者が年100人以上、③指定NPO法人、のいずれかに該当することとされています。

### どのようなNPO法人が指定を受けることができるの？

次の(1)から(4)までの基準<sup>(注3)</sup>にすべて適合<sup>(注4)</sup>するNPO法人は、知事に指定の申出をすることができます。

(注3) 基準の詳細は「[埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例](#)」及び「[埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則](#)」で規定しています。

(注4) 過去5事業年度（初回の申出の場合は2事業年度）にわたって適合していることが必要です。

(1) 県内に主たる事務所を置くNPO法人であること

(2) 県内で特定非営利活動の実績を有していること

(3) 公益基準として、ア又はイのいずれかに適合すること

ア 経常収入額に占める寄附金等収入の割合が10%以上で、かつ、自治体や国等の補助事業や委託事業を年2件以上実施している

イ 3千円以上の寄附者が年50人以上で、かつ、寄附者数とボランティア<sup>(注5)</sup>実人数との合計が年100人以上

(注5) 年4時間以上の活動実績があり、氏名と住所がわかるボランティアであること。

(4) 運営組織基準<sup>(注6)</sup>として、次のアからカのすべてに適合すること

- ア 運営組織及び経理が適切であること
- イ 事業活動の内容が適正であること
- ウ 情報公開を適切に行っていること
- エ 事業報告書等を毎年所轄庁に提出していること
- オ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- カ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

(注6) NPO法に規定されている認定NPO法人の運営組織基準とほぼ共通です。

### 指定の申出方法は？

- 指定基準に適合しているか、あらかじめ「[指定申出事前チェックシート](#)」で確認をお願いします。
- 指定申出事前チェックシートや[申出に必要な様式](#)は「[県NPO情報ステーションコバトンびん](#)」に掲載しています
- まずは県庁共助社会づくり課へ電話で御相談ください。来庁相談や申出書の提出には、あらかじめ日程の予約をお願いします。

### どのように指定されるの？

NPO法人からの申出が基準<sup>(注3参照)</sup>に適合している場合、県議会での議決を経て、個別指定条例に法人の名称と所在地を記載して指定します。

### 寄附金控除を受けるには？

指定NPO法人に寄附をした方が、個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、指定NPO法人が発行する寄附金受領証明書を添付して、確定申告とは別に市町村へ税の申告をする必要があります。

お問い合わせ

埼玉県 共助社会づくり課 NPO認証・認定担当  
電話 048-830-2823